再審開始決定と刑の執行停止を歓迎します。 ゴビンダさんを家族と共に、直ちに故郷に帰して 下さい。

2012 年 6 月 7 日 無実のゴビンダさんを支える会

本日、東京高等裁判所第4刑事部(小川正持裁判長)は、ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏に対し、「再審を開始する」との決定を行いました。また刑事訴訟法第448条第2項を適用し、刑の執行停止を決定しました。彼の無実を確信し、正しい裁判によって、その名誉と自由を取り戻すことを求め続けてきた私たち「無実のゴビンダさんを支える会」は、この決定を心から歓迎します。

再審請求審において、有罪判決を根底から覆す新証拠が発見された以上、この決定は当然のものです。そして一審無罪判決(2000年4月東京地裁)を併せて考えたとき、もはやいかなる意味でも有罪を主張する根拠は存在しません。

ゴビンダさん無罪の証拠をこれまで隠蔽し、再審開始を妨害してきた検察は、その過ちを反省し、裁判所による刑の執行停止決定に素直に従うか、あるいは刑訴法第442条但し書きを適用し、自ら刑の執行停止を行うべきです。

ましてや今回の再審開始決定に異議を申し立てることなどは、真実に照らして、また道 義上、人道上到底許されることではありません。

本日の決定は、カトマンズで吉報を待っている年老いたお母様を始めとする家族に直ちに伝えられています。 ゴビンダさんの妻、ラダさんと 2 人の娘、ミティラさん、エリサさんは、私たちとともに東京高裁前でこの決定を直接聞きました。

彼らが帰国する時には、ゴビンダさんも一緒に故郷ネパールに戻ることができるよう、 日本の司法の名誉にかけて、検察は彼を横浜刑務所から釈放して下さい。

最後に、弁護団、日本弁護士連合会はもちろんのこと、私たちのささやかな活動を支えて下さった日本国民救援会を始めとするすべての支援者の皆様に、心からの感謝を申し上げます。

しかし、まだゴビンダさんの自由は回復されていません。最後までさらなるご支援をお 願い申し上げます。

> 無実のゴビンダさんを支える会 http://www.jca.apc.org/govinda/ 〒 160-0004 東京都新宿区四谷 2-10 八ッ橋ビル 7 階現代人文社気付 事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail:govinda@jca.apc.org